

特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録票

令和 年 月 日①紹介安定所番号 記入者 支給番号

1 対象労働者雇用事業所	名称 <input type="text"/>	所在地 <input type="text"/>	〒 <input type="text"/>
	電話番号 <input type="text"/>	(<input type="text"/>) <input type="text"/>	
2 対象労働者	②事業所番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>		③求人申込日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	④賃金締切日 <input type="text"/> 1: 有 (毎月末日) 2: 有 (1以外) 3: 無	⑤ (賃金締切日が2の場合) 毎月 <input type="text"/> 日	⑥ F A X 番号 <input type="text"/>
備考	雇用保険被保険者番号又は雇用保険支給番号		
	⑦ (被保険者番号) <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>		
備考	⑧ (支給番号) <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>		
	⑨氏名 (漢字) <input type="text"/>		
備考	----- 被保険者番号又は支給番号が確認できなかった場 -----		
	⑩氏名 (カナ) <input type="text"/>	⑪性別 <input type="text"/> 1: 男 2: 女	⑫生年月日 (元号-年月日) <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 元号 3: 昭和 4: 平成 5: 令和
備考	⑬求職申込日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	⑭紹介年月日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	⑮雇入年月日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	⑯対象労働者種別 <input type="text"/>		
備考	⑰通知不要 <input type="text"/> 1: 不要	⑱就職促進手当等受給の有無 <input type="text"/> 1: 有 2: 無	⑲職場適応訓練費の受給の有無 <input type="text"/> 1: 有 2: 無
	⑳就労継続支援A型事業所利用者 <input type="text"/> 1: 該当 2: 非該当	⑳就労継続支援A型事業所利用者	
備考	㉑トライアル雇用 <input type="text"/> 1: 一般トライアルコース 2: 障害者トライアルコース (短時間トライアル除く) 3: 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース	㉒トライアル雇用支給対象期間初日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	㉓末日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	㉔備考 <input type="text"/>		

特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届

令和 年 月 日

①紹介安定所番号

記入者
支給番号

1 対象労働者雇用事業所	名称	所在地 〒
	電話番号 ()	
②事業所番号		③求人申込日
-		令和 年 月 日
④賃金締切日		⑤(賃金締切日が2の場合)
1:有(毎月末日) 2:有(1以外) 3:無		⑥FAX番号
毎月 日		()

2 対象労働者	雇用保険被保険者番号又は雇用保険支給番号		
	⑦(被保険者番号)		
	-		
	⑧(支給番号)		
-			
⑨氏名(漢字)			
被保険者番号又は支給番号が確認できなかった場			
⑩氏名(カナ)			
⑪性別		⑫生年月日(元号-年月日)	元号
1:男 2:女		年 月 日	3:昭和 4:平成 5:令和
⑬求職申込日		⑭紹介年月日	⑮雇入年月日
令和 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日
⑯対象労働者種別		⑰就労経験のない職業に就くことの希望有無	

3 職業紹介事業者等	対象労働者が職業紹介事業者等による紹介を受けた者である場合、職業紹介事業者等において記入	
	⑱許可番号	⑲備考(トライアル雇用の実施予定等)
	-	
	1:ユ 3:特 2:ム 4:地	
⑳職業紹介事業者等名称		
㉑同意書提出日		㉒職業安定局長が定める項目に同意する期間
令和 年 月 日		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
先に提出した「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」の「職業安定局長が定める項目」の第1の口に基づき、本票の記載に誤りのない旨届け出ます。 なお、雇用関係給付金事務取扱手引のⅠの4及びⅡの4に基づく要件の周知を行ったものであることをあわせて届け出ます。		
令和 年 月 日		職業紹介事業者等
労働局長 殿		所在地
(公共職業安定所長)		電話番号
		名称
		氏名
特定地方公共団体又は職業紹介の許可若しくは届出に係る事業所の名称、所在地、電話番号、代表者氏名を記載すること。		

※安定所記載欄	㉓通知不要	㉔就職促進手当等受給の有無	㉕職場適応訓練費の受給の有無	㉖紹介事業者等の種類	㉗就労継続支援A型事業所利用者
	1:不要	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有料職業紹介事業者 2:無料職業紹介事業者(許可) 3:無料職業紹介事業者(届出) 4:特定地方公共団体	1:該当 2:非該当
	㉘トライアル雇用	㉙トライアル雇用支給対象期間初日		㉚末日	
	1:一般トライアルコース 2:障害者トライアルコース(短時間トライアル除く) 3:新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース	令和 年 月 日		令和 年 月 日	
㉛備考					

(注意)

1 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届(以下「登録届」という。)は、特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者(以下「有料・無料職業紹介事業者等」という。)が、その取り扱う労働者を特定求職者雇用開発助成金の対象労働者として職業紹介を行い、当該対象労働者が継続して雇用する労働者として雇い入れられた場合に、有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する労働局長に提出いただくものです。
 なお、当該提出については、有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して行うことができる場合があります。

2 登録届の提出は、対象労働者が雇い入れられた日から起算して1ヵ月以内に行うことが必要です。

3 登録届の記載に当たって、「1対象労働者雇用事業所」、「2対象労働者」、「3職業紹介事業者等」の各記入欄に記載を行ってください。「安定所記載欄」には記載を行わないでください。

4 「1対象労働者雇用事業所」について、

- (1) ②欄の「事業所番号」には、対象労働者を雇い入れた事業所に係る雇用保険の事業所番号を記載してください。なお、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の枠内に、残りの6桁を「一」に続く枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。
- (2) ③欄の「求人申込日」には、対象労働者の職業紹介に係る求人の申込日を記載してください。
- (3) ④欄の「賃金締切日」には、対象労働者の雇入れに係る事業所の賃金締切日について、1から3のうちあてはまるものを数字で記載してください。
 ④欄に「2」と記載した場合、⑤欄に具体的な日を記載してください。この際基本賃金と諸手当とで賃金締切日が異なる場合には、基本賃金に係る賃金締切日について記載し、基本賃金に係る賃金締切日が複数である場合には、雇い入れ日又は雇い入れ日直後に到来する賃金締切日について記載してください。
- (4) ⑥欄のFAX番号には、②欄に記載した事業所のものを記載してください。

5 「2対象労働者」について、

- (1) ⑦欄の「被保険者番号」には、対象労働者の被保険者番号を記載してください。被保険者番号は、前職に係るものと新たに就職した場合のものと同原則として同一の番号です。⑧欄の「支給番号」は、対象労働者が雇用保険の失業等給付を受給している場合、これに係る番号です。⑦欄と⑧欄は、いずれか一方を記載することで足りる。
 なお、被保険者番号が16桁(上下2段で表示されている。)で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載してください。この場合、最初の4桁を最初の枠内に、残りの6桁を「一」に続く枠内に記載し、最後の枠は空枠としてください。
- (2) ⑦欄又は⑧欄の記載を行った場合には、⑩欄、⑪欄及び⑫欄を記載する必要はありません。
- (3) ⑬欄の「求職申込日」には、⑭欄の「紹介年月日」以前の直近の対象労働者の求職申込日を記載してください。
- (4) ⑭欄の「紹介年月日」、⑮欄の「雇入年月日」には、③欄の求人に係るものを記載してください。
- (5) ⑯欄の「対象労働者種別」には、取扱いに係る労働者をいずれの対象労働者として職業紹介を行ったものであるか、以下の番号により記載してください。

(短時間労働者※以外の一般被保険者として雇い入れられるものとして)

01 60歳以上の者	21 重度身体障害者
22 45歳以上の重度障害者以外の身体障害者	02 45歳未満の重度障害者以外の身体障害者
23 重度知的障害者	24 45歳以上の重度障害者以外の知的障害者
03 45歳未満の重度障害者以外の知的障害者	04 精神障害者
05 母子家庭の母等	19 父子家庭の父
06 中国残留邦人等永住帰国者	07 駐留軍関係離職者(45歳以上)
09 沖縄失業者求職手帳所持者(45歳以上)	10 漁業離職者求職手帳所持者(45歳以上)
11 手帳所持者である漁業離職者等(45歳以上)	12 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者(45歳以上)
13 港湾運送事業離職者(45歳以上)	18 北朝鮮帰国被害者等
81 65歳以上の者	25 生活保護受給者
26 生活困窮者	27 発達障害者
28 難治性疾患患者	29 長期不安定雇用者
65 就職氷河期世代	17 その他就職困難者、ウクライナ避難民、補完的保護対象者

(短時間労働者として雇い入れられるものとして)

短時間労働者以外の一般被保険者として雇い入れられる場合と同範囲のものが対象労働者となります。短時間労働者として雇い入れられた場合の対象労働者種別の番号は、短時間労働者以外の一般被保険者として雇い入れられた場合の対象労働者種別の番号に「30」を加えた番号となります。(ただし、「81 65歳以上の者」の短時間労働者の番号は「82」となります。)

※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

- (6) ⑰欄の「就労経験のない職業に就くことの希望有無」には、就労の経験のない職業(職業安定法第15条の規定に基づき職業安定局長が作成する職業分類表の小分類の職業をいう。)に就くことの希望の有無を記載してください。(なお、この場合、パート・アルバイト等の就労の経験を含め、学校在学中のパート・アルバイト等の就労の経験及び通算した就労の経験の年数が1年未満の場合は就労経験がないものとして扱います。)

6 「3職業紹介事業者等」について、

- (1) ⑱欄の「許可番号」には、職業安定法第30条第1項の許可を受けた有料職業紹介事業者及び同法第33条第1項の許可を受けた無料職業紹介事業者並びに船員職業安定法第34条第1項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者については、それぞれの事業所ごとの許可番号を記載してください。特定地方公共団体及び職業安定法第33条の2等の規定による届出に係る無料職業紹介事業者並びに船員職業安定法第40条第1項の規定による届出に係る無料船員職業紹介事業者については、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」の4欄に厚生労働大臣許可番号に代えて記載された同意書提出番号を、この欄に記載してください。
- (2) ⑳欄の「同意書提出日」は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」が提出された日として、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」下欄に記載された日を記載してください。
- (3) ㉑欄の「職業安定局長の定める項目に同意する期間」は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」の「6職業安定局長が定める項目に同意する期間」欄に記載された期間を記載してください。

7 提出に当たっては、特定求職者雇用開発助成金に係る対象労働者として職業紹介を行った際に、既に紹介先事業所に雇用等されている者又は紹介先事業所と雇入れに向けた選考を開始していた者を紹介した場合には、これらの者を雇い入れた事業主に対しては特定求職者雇用開発助成金が支給されないこととなりますので、十分御留意いただき、「1対象労働者雇用事業所」の事業主にあらかじめその旨周知した上で行っていただくようお願いします。

【注意事項】

1. この申請書は、対象労働者を雇い入れた日（賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日、雇入れ日が賃金締切日又は賃金締切日の翌日の場合は当該賃金締切日の翌日。）から起算して6か月を経過した日の翌日から起算して2か月以内に対象労働者雇用事業所（雇用保険適用事業所）の所在地を管轄する労働局長に提出しなければなりません。支給申請期限を過ぎると申請書を受理できず、本助成金の支給はできません。

なお、当該提出については、対象労働者雇用事業所（雇用保険適用事業所）の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して行うことができる場合があります。

ただし、支給申請期間の末日が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日を支給申請期間の末日とみなします。また、天災等により提出できないときは、その理由を記した書面を添えて、当該事由のやんだ後1か月以内に提出することができる場合があります。

2. 記入にあたって

- (1) 太枠で囲んだ部分（[1]欄～[25]欄及び所要の欄）のみ記入し、労働局／安定所記載欄は記入しないでください。
- (2) 記入枠の部分は枠からはみださないように大きめの文字又は数字により明瞭に記載してください。
- (3) [2]欄「助成金支給番号」は、本支給申請に係る対象労働者について送付した「特定求職者雇用開発助成金」についてのお知らせに記載された助成金支給番号を記入してください。
- (4) 手書きの場合は黒のボールペン（消せないものに限る。）で記入してください。

3. 「事業主」欄について

- (1) [4]欄「事業所数（雇用保険適用事業所数）」は、対象労働者を雇い入れた日における事業主の全ての雇用保険適用事業所数を記載してください。
- (2) [5]欄「資本の額又は出資の総額」、[6]欄「常時雇用する労働者の数」は、対象労働者を雇い入れた日における申請事業主の資本の額又は出資の額及びすべての常時雇用する労働者（対象労働者を含む）の数を記載してください。
※「常時雇用する労働者」とは、2か月を超えて雇用されている又は継続して2か月を超えて雇用されることが予定されている者であって、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者をいいます。
※「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等」とは、現に企業における通常の従業員の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいいます。
- (3) [7]欄「主たる事業」は、企業全体における「主たる事業」を記載してください。なお、[14]欄「産業分類（中分類）」とは異なる場合があります。

4. 「対象労働者雇用事業所」欄について

- (1) [10]欄「定年制」、[11]欄「定年後の継続雇用制度」は、対象労働者を雇い入れた事業所における正規雇用労働者に適用される規定を記載して下さい。
- (2) [12]欄「賃金締切日」欄、[13]欄「賃金支払日」は、対象労働者を雇い入れた日における賃金締切日及び賃金支払日を記載してください。
なお、1か月以内に2回以上の締日が定められている場合には、雇入れ直後の期日を記入してください。
- (3) [14]欄「産業分類（中分類）」は、対象労働者の雇い入れに係る事業所の行う事業について、日本標準産業分類の番号又は事業内容を記入してください。
- (4) [15]欄「対象労働者について受給・申請（予定含む）している他の助成金の有無」は、本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、他の助成金の支給申請を行っている又は支給を受けた場合（予定含む）、1を記入し、受給（申請）している他の助成金名称を記載してください。本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。

5. 「対象労働者の状況」欄について

- (1) [22]欄「対象労働者種別」は、次のうち、対象労働者について該当するものを記入してください。また、短時間労働者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）か短時間労働者以外の者（一週間の所定労働時間が30時間以上の者）であるかについて、1（短時間労働者）又は2（短時間労働者以外）を記入してください。

①特定就職困難者コース：以下から選択			
・60歳以上の者（※）	・知的障害者（45歳以上）	・中国残留邦人等永住帰国者	・手帳所持者である漁業離職者等
・身体障害者（45歳未満）	・重度知的障害者	・北朝鮮帰国被害者等	・一般旅客定期航空路事業等離職者求職手帳所持者
・身体障害者（45歳以上）	・精神障害者	・認定駐留軍関係離職者	
・重度身体障害者	・母子家庭の母等	・沖縄失業者求職手帳所持者	・認定港湾運送事業離職者
・知的障害者（45歳未満）	・父子家庭の父	・漁業離職者求職手帳所持者	・ウクライナ避難民
・補完的保護対象者	・その他就職困難者		
(※) 65歳以上の者は「65歳以上の者」を選択してください。			
②生涯現役コース：以下を記載		③被災者雇用開発コース：以下から選択	
・65歳以上の者		・被災離職者	・被災地居住者
④発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース：以下から選択		⑤就職氷河期世代安定雇用実現コース：以下を記載	
・発達障害者	・難治性疾患患者	・就職氷河期世代不安定雇用者	
⑥生活保護受給者等雇用開発コース：以下から選択			
・生活保護受給者	・生活困窮者		
⑦成長分野等人材確保・育成コース			

- (2) [23]欄「支給対象となる期間の労働についての賃金の未払いの有無」は、支給対象期に対象労働者が行った労働に対する賃金のうち支払期日を超えて支払っていないもの有無について、1又は2を記入してください。賃金の未払いがあった場合は、支給対象とならない場合があります。
- (3) 提出前に、「対象労働者の状況」欄について、記載内容に相違ないかを対象労働者本人に確認した上でご提出願います。なお、申請内容に疑義がある場合、必要に応じて対象労働者本人にも事情聴取等を行うことがありますのでご注意ください。

【注意事項】

1. この申請書は、第2期から第6期の支給申請について、各期の支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に対象労働者雇用事業所（雇用保険適用事業所）の所在地を管轄する労働局長に提出しなければなりません。支給申請期限を過ぎると申請書を受理できず、本助成金の支給はできません。

なお、当該提出については、対象労働者雇用事業所（雇用保険適用事業所）の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して行うことができる場合があります。

ただし、支給申請期間の末日が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日を支給申請期間の末日とみなします。また、天災等により提出できないときは、その理由を記した書面を添えて、当該事由のやんだ後1か月以内に提出することができる場合があります。

2. 記入にあたって

- (1) 太枠で囲んだ部分（[1]欄～[16]欄及び所要の欄）のみ記入し、労働局／安定所記載欄は記入しないでください。
- (2) 記入枠の部分は枠からはみださないように大きめの文字又は数字により明瞭に記載してください。
- (3) [2]欄「助成金支給番号」は、第1期支給申請書に記載された助成金支給番号を記入してください。
- (4) 手書きの場合は黒のボールペン（消せないものに限る。）で記入してください。

3. 「対象労働者雇用事業所」欄について

- (1) [6]欄「対象労働者について受給・申請（予定含む）している他の助成金の有無」は、本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、他の助成金の支給申請を行っている又は支給を受けた場合（予定含む）、1を記入し、受給（申請）している他の助成金名称を記載してください。本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。

4. 「対象労働者の状況」欄について

- (1) [13]欄「対象労働者種別」は、次のうち、第1期支給申請書に記載されたものを記入してください。
また、短時間労働者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）か短時間労働者以外の者（一週間の所定労働時間が30時間以上の者）であるかについて、1（短時間労働者）又は2（短時間労働者以外）を記入してください。

- | | | | |
|--------------------|---------------|---------------|------------------------|
| ①特定就職困難者コース：以下から選択 | | | |
| ・60歳以上の者（※） | ・知的障害者（45歳以上） | ・中国残留邦人等永住帰国者 | ・手帳所持者である漁業離職者等 |
| ・身体障害者（45歳未満） | ・重度知的障害者 | ・北朝鮮帰国被害者等 | ・一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者 |
| ・身体障害者（45歳以上） | ・精神障害者 | ・認定駐留軍関係離職者 | |
| ・重度身体障害者 | ・母子家庭の母等 | ・沖縄失業者求職手帳所持者 | ・認定港湾運送事業離職者 |
| ・知的障害者（45歳未満） | ・父子家庭の父 | ・漁業離職者求職手帳所持者 | ・ウクライナ避難民 |
| ・補完的保護対象者 | ・その他就職困難者 | | |
- （※）65歳以上の者は「65歳以上の者」を選択ください。

- | | | |
|----------------|--------------------|---------|
| ②生涯現役コース：以下を記載 | ③被災者雇用開発コース：以下から選択 | |
| ・65歳以上の者 | ・被災離職者 | ・被災地居住者 |

- | | |
|------------------------------|----------|
| ④発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース：以下から選択 | |
| ・発達障害者 | ・難治性疾患患者 |

- | | | |
|-------------------------|-------------------------|--------|
| ⑤就職氷河期世代安定雇用実現コース：以下を記載 | ⑥生活保護受給者等雇用開発コース：以下から選択 | |
| ・就職氷河期世代不安定雇用者 | ・生活保護受給者 | ・生活困窮者 |

- ⑦成長分野等人材確保・育成コース
※①～⑥のいずれかの種別から選択

(2) [14]欄「支給対象となる期間の労働についての賃金の未払いの有無」は、支給対象期に対象労働者が行った労働に対する賃金のうち支払期日を超えて支払っていないものの有無について、1又は2を記入してください。賃金の未払いがあった場合は、支給対象とならない場合があります。

(3) 提出前に、「対象労働者の状況」欄について、記載内容に相違ないかを対象労働者本人に確認した上でご提出願います。
なお、申請内容に疑義がある場合、必要に応じて対象労働者本人にも事情聴取等を行うことがありますのでご留意ください。

特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書

【様式第5号（R5.12）】

事業所名称		対象労働者氏名	
申請コース ※該当する番号を右から選択	1. 特定就職困難者コース 2. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース 3. 就職氷河期世代安定雇用実現コース 4. 生活保護受給者等雇用開発コース 5. 成長分野等人材確保・育成コース		
支給対象期	第	期	同一の対象労働者に係る2回目以降の申請で [ある・ない]

※同一の対象労働者に係る2回目以降の申請の場合、★がついた項目(1の④、2、6、8)のみ回答ください。

対象労働者に係る状況	1 対象労働者の労働条件等		安定所・労働局記載欄				
	※①～③及び⑤欄は、対象労働者を雇い入れた日(対象労働者がトライアル雇用労働者である場合は継続雇用に移行した日)における雇用契約に基づく労働条件についてそれぞれ記載						
	① 一週間の所定労働時間: (時間)						
	② 雇用期間 (定めなし ・ 定めあり (契約期間 年 月 日 ~ 年 月 日)) ⇒定めありの場合 : 契約の更新が自動更新(更新条件なし又は本人が希望すれば更新するもの)で [ある・ない]						
	③ 継続雇用の有無等 ※該当するコースに係る欄について、当てはまるものに○ (「5. 成長分野等人材確保・育成コース」の場合、裏面参照(※1))						
1. 特定就職困難者コース		(65歳未満の対象労働者) 対象労働者を継続して雇用すること(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上(短時間労働者以外の重度障害者等は3年以上)あること)が確実に [ある・ない]					
2. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース		(65歳以上の対象労働者) 継続して雇用すること(当該雇用期間が継続して2年以上あること)が確実に					
3. 就職氷河期世代安定雇用実現コース		雇用形態: [正規雇用労働者 ・ それ以外] 処遇: 他の正規雇用労働者と労働条件等の処遇が [同じ ・ 異なる]					
4. 生活保護受給者等雇用開発コース		【①継続雇用の有無】 対象労働者を継続して雇用すること(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続 [ある・ない] して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あること)が確実に 【②雇用管理に関する事項の報告】 対象労働者の雇用管理にあたって課題となる事項や、事業所において配慮している事項を記載してください。(※対象労働者と直接仕事のやりとりをする立場にある同僚や、仕事全体の管理を行う直属の上司に確認のうえ、記載してください。) ()					
★④ 支給対象期における各月の対象労働者の賃金 ※支給対象期における各月(※2)の賃金(※3)を記入してください(労働基準法第39条による年次有給休暇、会社の就業規則で定められた有給の特別休暇(※4)は、実労働時間に含めてください)。							
		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目
日付		(支給対象期の初日) ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /
実労働時間		時間	時間	時間	時間	時間	時間
賃金合計		円	円	円	円	円	円
備考							
⑤ 雇入れ時の労働条件が求人票に記載した労働条件と(同じ ・ 異なる) ⇒異なる場合 : 変更した内容 [賃金 ・ 労働時間 ・ 契約期間 ・ 業務内容 ・ その他] : 変更した内容について、対象労働者に対する不利益又は違法行為はなく、本人との合意も (ある・ない)							

※裏面の注意事項についてもご確認ください。

➡ 裏面にも記載事項があります。

(表面)

		安定所・労働局記載欄
対象労働者に係る状況	★ 2 最低賃金減額特例 最低賃金の減額の特例許可を受けている者で	[ある・ない]
	3 雇用予約の有無 安定所等の紹介前に、対象労働者と雇入れに向けた選考をしたことが	[ある・ない]
	4 事前雇用・就労・訓練等の有無 雇入れ日前3年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあったこと、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたこと又は通算して3か月を超える訓練・実習等(※5)を受講させたことが	[ある・ない]
	5 親族の雇入れの有無 対象労働者が雇入れに係る事業所の事業主(法人にあっては代表者)又は取締役(取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。)の3親等内の親族に該当する事実が	[ある・ない]
事業所に係る情報	★ 6 雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、雇用する被保険者を事業主の都合により解雇等(勧奨退職等を含む)したことが又は支給申請日の前日から起算して過去3年間に今回申請するコースと同一のコース(対象労働者種別が同一の成長分野等人材確保・育成コースを含む。)(※6)の対象労働者を解雇・雇止め等したことが	[ある・ない]
	7 雇入れ日前1年間に、 (1) 対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことのある事業主又は通算して3か月を超える訓練・実習等を受講等させたことのある事業主(有料・無料職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合は当該有料・無料職業紹介事業者等も含む)(以下「関係事業主」と同一の事業主で (2) 次の①・②に該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係が	[ある・ない]
	① いずれかが一方の発行済株式数又は出資の総額に占める他方の所有株式数又は出資の割合が50%を超えるものであること 代表者が同一又は取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること ② 数を占めていること	[ある・ない]
★ 8 国等の委託事業費から対象労働者の人件費が支払われて	[いる・いない]	

記載にあたっての注意事項

(※1)「7. 成長分野等人材確保・育成コース」の場合、対象労働者種別に応じて以下のコースの間に回答してください。

対象労働者種別	対応コース
<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の者 ・身体障害者(45歳未満) ・身体障害者(45歳以上) ・重度身体障害者 ・知的障害者(45歳未満) ・知的障害者(45歳以上) ・重度知的障害者 ・精神障害者 ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父 ・中国残留邦人等永住帰国者 	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮帰国被害者等 ・認定駐留軍関係離職者 ・沖縄失業者求職手帳所持者 ・漁業離職者求職手帳所持者 ・手帳所持者である漁業離職者等 ・一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者 ・認定港湾運送事業離職者 ・ウクライナ避難民 ・補完的保護対象者 ・その他就職困難者
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ・難治性疾患患者
<ul style="list-style-type: none"> ・就職氷河期世代不安定雇用者 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 特定就職困難者コース
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース 3. 就職氷河期世代不安定雇用実現コース 4. 生活保護受給者等雇用開発コース

(※2) 支給対象期と同様、対象労働者の雇入れに係る日から1か月ごとの賃金額を記入してください。第2期も同様の考え方にに基づき記入してください。

(例:雇入れ日4月1日、賃金締切日が毎月20日の場合)

「1日目」には4月21日～5月20日まで、「2日目」には5月21日～6月20日まで(3月日以降も同様の考え方)の賃金額を記入してください。

(※3) 賃金とは、対象労働者が行った労働に対する賃金であり、臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いたものを指します。詳細は以下の表をご参照ください。

賃金に含まれるもの	賃金に含まれないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○時間外手当 ○労働基準法第26条の規定に基づく休業手当 ○有給休暇日に支払われる給与 ○住宅手当、物価手当、勤務地手当、通勤手当、日直・宿直手当、単身赴任手当 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時に支払われる賃金 業績手当、勤続報償金等、支給事由の発生が臨時的、あるいは不確定なもの、有給休暇の買い上げ ○3か月を超える期間ごとに支払われる賃金 賞与、単に支払事務の便宜を図るため、支給回数を3回以内としているもの等 ○現物給与(通貨以外のもので支払われる一切のもの) ○事業主の無過失賠償責任に基づき事業主が支払うもの 労働基準法第76条の規定に基づく休業補償費 ○健康保険の財源とする給付金 健康保険法第99条の規定に基づく傷病手当金 ○実費弁償的性格のもの 工具手当、寝具手当等 ○吉凶禍福に対して支給されるもの 祝金、見舞金等 ○就業規則等により事業主に義務づけられていない限り賃金に含まれないもの 慰労金等 ○勤続年数に応じて支給されるもの 勤続報償金等 ○解雇予告手当

(※4) 年次有給休暇や会社の就業規則で定められた有給の特別休暇以外は、実労働時間には含みません。

(※5) 次の訓練・実習等は、3か月を超えるものであっても支給要件には該当しません。

- ・特別支援学校が教育課程の一環として実施するもの
- ・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における就労支援、就労準備支援事業又は就労訓練事業の一環として実施するもの
- ・生活保護法に基づく被保護者就労支援事業又は被保護者就労準備支援事業の一環として実施するもの

(※6)「5. 成長分野等人材確保・育成コース」の場合、「今回申請するコースと同一のコース」の部分「今回申請する成長分野等人材確保・育成コースと対象労働者種別を同一とする特定求職者雇用開発助成金の他のコース」と読み替えてください。

(裏面)

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）返還通知書

年 月 日

殿

労働局長 印

年 月 日付けで貴殿に対し行った特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給決定のうち、下記 1 の金額については、下記 2 の理由により取り消したので、下記 3 の期限までに返還されるよう通知します。

記

1. 返還金額 金 円

2. 理由

()

3. 返還の期限 年 月 日

4. 注意事項

(1) 取消の事由が不正受給の場合は、助成金を受給した日の翌日から起算して返還を終了する日までの期間において年 3 % の延滞金（法定利息）が付されるとともに、当該返還金額の 2 割に相当する額が請求されます。

(2) 取消の事由が不正受給にあたる場合は、

① 現在、労働局に対し申請を行っている他の助成金等の認定及び支給決定は行いません。

② 雇用保険法に基づく助成金等を取り扱う関係機関に通知します。これにより、雇用保険法に基づく他の助成金等について一定期間申請できなくなります。

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）対象者確認票

以下のそれぞれの項目について、「はい」又は「いいえ」のどちらかにチェックを付けて下さい。
もし、誤った内容や偽った内容を記載した場合、本助成金の対象者にならず、その結果事業主が本助成金を受けられないことでトラブルになることがありますので、正確に記入してください。

	確 認 事 項	はい	いいえ
1	<p>正規雇用労働者（※）として雇用されることを希望していますか。</p> <p>※期間の定めのない労働契約を締結する労働者で、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同じであるものとして雇用されることをいいます。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<p>現在、安定した職業（※）に就いておらず、ハローワークや職業紹介事業所等で就職に関する個別支援等を受けていますか。</p> <p>※「期間の定めのない労働契約であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じであるもの」及び「自営業者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられるもの」をいいます。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	1968年（昭和43年）4月2日～1988年（昭和63年）4月1日生まれですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<p>正規雇用労働者として雇用された期間を直近のものから順番に記載してください。その結果、以下の①、②を満たす場合、「はい」にチェックを付け、そうでない場合は「いいえ」にチェックを付けてください。</p> <p>①雇入れ予定日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者等（※1）として雇用された期間の合計が1年以下ですか。</p> <p>（①が「はい」の方はお答えください） 過去に婚姻、妊娠、出産または育児を理由として正規雇用労働者等（※1）としての職を離職したことはありますか。</p> <p>②雇入れ予定日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等（※1）として雇用されたことがないですか（ただし、同期間に正規雇用労働者等として雇用されていた場合であっても、事業主都合や正当な理由のある自己都合退職等で離職した場合は、②を満たすものとなります）。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(1) 入職日： 年 月 日 離職日： 年 月 日 勤務先：</p> <p>(2) 入職日： 年 月 日 離職日： 年 月 日 勤務先：</p> <p>(3) 入職日： 年 月 日 離職日： 年 月 日 勤務先：</p> <p>(4) 入職日： 年 月 日 離職日： 年 月 日 勤務先：</p> <p>(5) 入職日： 年 月 日 離職日： 年 月 日 勤務先：</p>		
	<p>※1 自営業者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事している場合も含まれます。</p> <p>※2 ハローワークにおいて過去の雇用保険の加入状況を確認することがあります。</p> <p>※3 過去の職歴について、記入欄が不足する場合には、別葉にて御回答ください。</p>		

上記に記載した内容に相違ありません。

年 月 日

（本人氏名）

※ 本助成金を利用した職業紹介を希望する場合は、ご自身から申し出てください。
（ただし、紹介機関から本助成金を利用した職業紹介を勧める場合があります。）

令和 年 月 日

労働局長 殿

(公共職業安定所長)

1 から 16 までの記載事項については、いずれも事実と相違ありません。また、1 から 16 までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。

事業主 住所 _____ 電話番号 _____
名称 _____
氏名 _____

代理人又は 住所 _____ 電話番号 _____
社会保険労務士 名称 _____ 登録番号 _____
(提出代行者・事 氏名 _____
務代理者の表示) _____

※社会保険労務士が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に事業主の氏名等を、下欄に社会保険労務士法施行規則第16条第2項又は同規則第16条の3の規定により氏名等を記載してください。また、代理人が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に助成金の支給に係る事業主の氏名等を、下欄に代理人の氏名等を記載してください。社会保険労務士による申請の場合は登録番号を記載してください。

【代理人又は社会保険労務士（以下「代理人等」という。）記載欄※事業主等が直接申請する場合は記載不要です】

本助成金に関し、審査に必要な事項についての確認を労働局（安定所）が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為により申請事業主等が、本来受けることのできない助成金を受けた又は受けようとした場合であって、代理人等が故意に不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金（①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から①の納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額を指す。以下について同じ。）を弁済すべき義務を負うこと、②代理人等に係る事務所（又は法人等）の名称、所在地、氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間（取り消した日から起算して5年を経過した場合であっても、不正受給に係る請求金が全額納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、雇用関係助成金に係る代理人が行う申請又は社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請が受理されないことについて承諾します。

代理人又は 住所 _____ 電話番号 _____
社会保険労務士 名称 _____ 登録番号 _____
(提出代行者・事 氏名 _____
務代理者の表示) _____

※代理人等が事業主の申請を代わって行う場合、代理人等の氏名等を記載してください。

社会保険労務士による申請の場合は登録番号を記載してください。

記載にあたっての留意点

- この様式は、必要事項を記載して支給申請にあわせて提出してください。
「※1 確認欄」は、労働局（安定所）が確認等の際に使用しますので記入しないでください。
- 「1」の法人番号は、平成27年10月以降国税庁長官から本社等に通知された13桁の番号を記入してください。
- 「4」は、平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがある場合は、不支給決定日又は支給決定取消日から3年を経過するまで、当該不正受給を行った適用事業所に係る申請を行うことはできません。なお、「不正受給」とは、事業主等が偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うこと。以下同じ。）により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすることです。なお、事業主等の代表者のほか、事業主等の役員、従業員、代理人その他当該事業主等の支給申請、申請書類の作成に関わった者が、偽りその他不正の行為をした場合には、当該事業主が不正の行為をしたものとみなします。
- 「5」は、平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがある場合は、不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過するまで、当該不正受給を行った事業主等（事業主若しくは事業主団体。以下同じ。）は申請を行うことはできません。なお、支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金が全額納付されない場合は、申請することはできません。
- 「6」は、平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について、申請事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者。）に、他の事業主等の役員等として不正受給に関与した役員等がいる場合は申請することができません。
他の事業主等が平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受け、当該役員等が関与していた場合は、当該他の事業主等が不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない場合や支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金が全額納付されない場合は、申請することはできません。
- 「7」は、本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納付していない場合は申請することができません。
- 「8」は、本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働基準法等の労働関係法令の違反により送検されている場合は申請することができません。
- 「9」における「風俗営業関係事業主」とは、次の（1）又は（2）に該当する事業主のことをいいます。
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（同条第6項第1号、第2号若しくは第3号、第7項第1号、第9項又は第10項に該当するものに限る。）等を行っている事業所において、①接待業務、②異性の客に接触する役務に係る業務、③性的な行為を表す場面若しくは衣服を脱いだ人の姿態を見せる業務又は性的好奇心を満たすための交際・会話を希望する者に対する音声による会話の業務に従事する者を対象労働者として、次のa及びbのいずれかの助成金の支給を受けようとする事業主等。
したがって、次のa及びbの助成金について、①～③以外の業務（事務、清掃、送迎運転、調理など）に従事する者を対象労働者として助成金の支給を受けようとする事業主等の場合、「9」は「はい」になります。
 - 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、障害者初回雇用コース、就職氷河期世代安定雇用実現コース、生活保護受給者等雇用開発コース、成長分野等人材確保・育成コース）
 - トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース、若年・女性建設労働者トライアルコース）

(2) 助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業に限る。)を行っている事業主等であって、(1)のa及びb以外の助成金の支給を受けようとするもの。

ただし、同条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業)を行っている事業主等であって雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)の支給を受けようとする場合や、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合、「9」は「はい」になります。

9. 「10」及び「11」における「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。

10. 「12」における「倒産」とは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別精算開始の申し立てがされること等の事態をいいます。

11. 「13」における「公表」は、事業主等、代理人等、訓練を行う者(訓練の実施が要件となっている助成金に限る。以下同じ。)が行った不正受給について、次の事項を公表します。

(1) 事業主等が不正受給を行った場合

- a 不正受給を行った事業主等の名称、代表者及び役員等(不正に関与した役員等に限る)の氏名並びに事業概要
- b 不正受給に係る事業所の名称及び所在地
- c 不正受給に係る助成金の名称、支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況
- d 不正の行為の内容

(2) 代理人等が不正受給に関与していた場合

- a 不正受給に関与した代理人等の氏名、事務所の名称(法人等の場合は法人等名を含む。)及び所在地
- b 不正受給に係る助成金の名称、支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況
- c 不正の行為の内容

(3) 訓練を行う者が不正受給に関与していた場合

- a 訓練を行う者の名称(法人等の場合は法人等名及び代表者名を含む。)及び所在地
- b 不正受給に係る助成金の名称、支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況
- c 不正の行為の内容

公表は、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して、5年が経過する日までの間行います。ただし、不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金が全額納付されない場合は全額納付したことを確認した日まで期間を延長します。

なお、平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について代理人等が不正受給に関与していた場合は、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して5年間は、雇用関係助成金に係る当該代理人が行う申請又は当該社会保険労務士が行う提出代行・事務代理に基づく申請はできません。加えて、不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過しても、不正受給に係る請求金が全額納付されない場合は、同様に申請はできません。

また、平成31年4月1日以降に計画届が提出される訓練(ただし、計画届がない場合は平成31年4月1日以降に開始される訓練)について、訓練を行う者が不正に関与していた場合、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して5年間は、当該訓練を行う者が実施した訓練について雇用関係助成金の支給対象となりません。加えて、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して5年を経過しても、不正受給に係る請求金が全額納付されない場合は、同様に支給対象となりません。

上記に関する不正事案について、申請等を委任する場合には、不正に関与した代理人等ではないか、若しくは、

不正に関与した訓練実施者ではないかについてご確認ください。

12. 「14」における役員等とは、「6」と同様、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。
13. 「15」における「雇用関係助成金支給要領」は、都道府県労働局等が行う雇用関係助成金の支給事務に関して定めた通達であり、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
14. 「4」から「16」について「いいえ」がある場合、助成金の支給を受けることはできません。

役員等一覧

法人名 _____

法人番号 _____

事業所名称 _____

雇用保険適用事業所番号 _____

役員等氏名 (漢字)	役員等氏名 (カナ)	役職	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

注1) 法人番号は、平成27年10月以降国税庁長官から本社等に通知された13桁の番号を記載してください。

注2) 「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。

注3) 個人事業主の場合、事業主本人について記載ください(役職除く)。

注4) 役員等の就任中に氏名の変更等があった場合は、変更前の氏名(旧姓)も併記してください。

支払方法・受取人住所届

①事業所番号
 - -

②金融機関名称 店舗名称

③口座の種類 ④金融機関コード 店舗コード 口座番号

1: 普通 5: 通知
2: 当座 6: 別段

ゆうちょ銀行以外の場合

記号 番号

ゆうちょ銀行の場合

⑤支払方法

1: 振込
2: 送金

⑥口座名義 (漢字)

⑦口座名義 (カナ)

⑧受取人郵便番号 -

⑨受取人住所

<p>上記のとおり届け出ます。</p> <p>令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p><input type="text"/> 労働局長 殿</p> <p>(<input type="text"/> 公共職業安定所長)</p> <p>※申請者が代理人の場合、右上欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を記入し、右下欄に代理人の住所、名称及び氏名を記入してください。</p> <p>申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同規則第16条の3に規定する事務代理者の場合、右上欄に事業主の住所、名称及び氏名を記入し、右下欄に提出代行者又は事務代理者の住所、名称及び氏名を記入してください。</p>	事業主	住所	<input type="text"/>
		TEL	<input type="text"/>
		名称	<input type="text"/>
		氏名	<input type="text"/>
<p>代理人 又は 社会保険労務士 (提出代行者・事務代理者の提示)</p>	住所	<input type="text"/>	
	TEL	<input type="text"/>	
	名称	<input type="text"/>	
	氏名	<input type="text"/>	

※ 決 裁 欄	局長	部長	課長	課長補佐	職業指導官	係長	担当
		所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	担当

注 意

- 1 この届は、各雇用関係助成金の支給申請書を提出する際にあわせて提出してください。
- 2 この届出を行った以後に各雇用関係助成金の支給申請書を提出する場合、この届を再度提出する必要はありません。再度の提出を省略した場合、引き続き、以前の届により届け出られた振込口座に支給額が振り込まれることとなります。振込口座など記載内容に変更がある場合には、改めてこの届を提出してください。
- 3 記載に当たって、
 - (1) 太枠で囲んだ部分（①～⑨欄）及び申請者欄のみ記載し、※欄は記載しないでください。
 - (2) ①、③、④、⑤、⑧欄は半角数字で入力してください。
 - (3) ③欄に1又は2を記載した場合、④欄にこれに係る金融機関コード・店舗コード・口座番号を記載してください。
なお、インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込口座が登録できません。詳細は以下ホームページでご確認ください。
(※) 日本銀行ホームページ「国庫金・国債の窓口」の「国庫金の振込先金融機関・送金先金融機関」
<https://www.boj.or.jp/about/services/kokko/index.htm/>
 - (4) ②欄でゆうちょ銀行を記入した場合は、④欄は「ゆうちょ銀行の場合」欄に記号番号を記載してください。
 - (5) ⑥欄及び⑦欄は、②欄、③欄及び④欄で記載したものの口座名義をそれぞれ記載してください。
記載する口座は、申請人が法人である場合は、法人名義の口座を記載してください。代表者個人の口座を記載することはできません。
- 4 この届の提出時に、原則通帳の写し等支払い口座番号が確認できる書類を添付してください。